

総務常任委員会質問2023年9月22日(金) 近藤好枝 最終

1. 消防団の消防車両の更新について

①火災予防、消火、救急、救助活動、災害救助など市民の生命、財産を守るために24時間365日活動している重要な役割を担っているのが消防行政です。このような中で、消防装備の更新についてです。最初に昨年度消防の更新車両の内容について伺います。

②そこで、本市の常備消防とともに地域の消防力として住民で組織する消防団が活躍しています。消防局・消防署とともに火災や水害などの災害に出動して火災の消火活動や被害の軽減を図り、火災予防運動期間中に一般家庭を巡回して市民に対する防火訪問などの火災予防活動を行っています。

前橋市消防団は1団・6个方面団20個分団・59個部で、定員は前橋市の条例により1,320名と定められ、市内全域に59棟の車庫詰所と5棟の器具置場が配置されています。そこで、市内消防団が保有している車両の台数、経過年数、更新の現状とその必要性について伺います。

③旧町村の消防団が保有している水槽付き消防ポンプ車の早期更新

旧町村では山林火災にも対応できる水利確保が困難な初期消防のために水槽付き消防ポンプ車が配備され活動しています。山林火災は今年も沼田市、桐生市などにおいて発生しており、一度燃え上がると鎮火するまでに多大な被害をこうむり、長期化することもあります。そうした中で、とりわけ重要なのが水の確保です。そのためにも地元消防団による初期消火活動に役立つ水槽付き消防ポンプ車は大きな役割を果たします。緊急時に故障とならないように早期に更新してほしいとの地元の要望に応じて更新する考えについて伺います。

ぜひよろしく願います。

2. 行き過ぎた税収納行政の改善について

①一昨年の令和3年度と令和4年度の差押え件数と一昨年度から増えた理由

財産の差し押さえについて令和3年度は一般税 2,444 件国保税 1,813 件、それぞれの重複を除いて、総件数 3,800 件でした。令和4年度は一般税3240件、国保税2639件、重複を除くと合計4241件でした。令和3年度と比べて件数で 400 件以上増加していますが、その要因について伺います。

答弁

コロナ禍の下で臨時給付金などは差し押さえ禁止財産となり、その他も含めてコロナ禍での各種支援については差し押さえせず、市民の生活を考慮した結果も反映している。

②税を滞納する背景について伺う

そもそも市県民税や国保税や固定資産税を滞納するにはその背景、つまり原因があると考えます。失業して収入が減り、生活苦に陥ってしまう。病気になって、医療費がかさみ生活できなくなる。高齢になり年金だけの収入になり生活できなくなるなど、生活の悪化が大きな要因ではないでしょうか。その証拠に病気生活苦による生活保護申請も増加の一途をたどっております。ところが行政の支援が脆弱です。たとえば、失業では非自発的失業者であれば減税されますが、実際には自己都合にされるケースも多いので減税されません。国保の減免は5割以上の減収での減免であり、制度に該当することはなかなか難しく、前年所得に課税され、税の滞納に陥ってしまう。滞納税を払えなければ、差押えに至ることになる可能性もあり、さらには本税に対して延滞金という利息まで付くという過酷な状況になります。住宅ローンや借入金を抱えている人が自己破産しても税金は破産の対象にはなりません。まさに生活困窮者にとって悪循環を招き一生滞納税に苦しむことになりかねません。

こうした現状から、税滞納になる背景、原因を本市がしっかり把握して、自立して健全な生活ができ、税金をしっかりと払えるための支援をすべきです。そのためには、背景・原因をしっかりと認識する必要があると考えますがどのように把握し認識しているのか。

反論

いったん職を失ったり病気になったりすると、すぐに生活に困窮してしまう実情があります。そもそも、国や地方自治体の困ったときのサポート体制は大変不十分です。市民個人の責任ではないのに生活苦に追い詰められてしまいます。自然災害に対しては支援するように社会の経済的な要因に対しても自己責任と排除するのではなく、行政こそ支援が必要であり、最もあたたかく手を差し伸べることによって、生活再建できるという認識をもつべきです。

③預貯金の差し押さえ

ところが本市は、こうした困っている市民に対して、行き過ぎた税収納行政を実施していることは問題です。たとえば、アパート経営をしている方が滞納税を毎月定期的に10万円ずつ納付していました、このような真面目な納税者に対して、アパートを生活保護者に貸している住宅扶助費が銀行口座に振り込まれたとたんに問答無用で差押えしました。そのお金は生活費であり生活を脅かしたことは間違いありません。

このような方を滞納整理により一層窮地に追い詰めることはやめるべきです。見解を伺います。

反論

行政の差押えによって生活を壊すことはやめるべきです。払える状況にない人からの取り立ては効果ありません。むしろ追い詰めることとなります。職員資源や経費の浪費であり合理性や効率性がありません。

④不動産の差し押さえ

更に伺います。不動産の差し押さえについてです。たとえば、自営業者で自宅の仕事場で仕事をしており、滞納税を毎月20万円支払っていた方は、収納課からもっと納付できるはずと迫られました。すでに、自宅の不動産も差し押さえられており、納付額を増額しなければ自宅を購買にかけると迫られました。自宅を公売にかけられたら仕事も同時に失うことになり、路頭に迷います。行き過ぎた差し押さえではないでしょうか。

本市は不動産の差し押さえをしばしば行い、わずかな滞納税であっても、家や土地を差し押さえる過大な差押えを実施しています。このような行き過ぎた差し押さえはやめるべきと考えますが答弁を求めます。

反論

滞納者本人は税金を滞納していることも、早期に納税しなければならないと自覚しています。しかし、払いたくても払えきれないことに苦悩しているのです。こうした市民に対して収納課は税滞納者は悪質ととらえているのではないのでしょうか。相談に来ても、マニュアルに基づいてより多くの滞納税を納めるように迫ることを第一の目的にすれば、相談ではなく納税を強制することになります。そうした対応を多くの税滞納者は感じています。それでは、市民との信頼関係は生まれませんし、そもそも信頼していないところに相談に来ようとは思わないでしょう。自治体は市民が抱えるさまざまな課題に応えるために存在します。

⑤生活保護者の滞納税について

さらに、生活保護者の滞納税について伺います。生活保護は市民にとって最後のセーフティーネットです。生活保護制度では資産状況を調査して、個人の生活困難であるか調査して決定するものであります。したがって、生活扶助費は最低限の生活を営むための扶助であり、滞納税に回すゆとりはありません。ところが本市は、滞納税を納められるか否かを書面で送付し、該当する本人は納めなければならないと考え、納付している例があります。本来、担税力がないわけですので、稼働年齢も含めて執行停止をすべきです見解を。

まとめ

生活保護者からの収納はやめるべきであることを改めて求めておきます。

また、税滞納者に対して納税猶予、換価の猶予、滞納処分の停止などの納税緩和制度を紹介して適時適用していくことも大事だと考えます。そのような対応をした職員に対して、評価するという

取り組みも進めていただきたいと思います。

先進自治体である滋賀県野洲市では、市民が相談に来た時にその人がどんな悩みを抱えているのかしっかりとつかみ、生活困窮から脱出する支援をしているのです。「くらし支えあい条例」を作り、市民を信頼し市民に寄り添って早期に支援介入して背景にある問題を解決していく取り組みをしています。その大きなきっかけとなっている税滞納は生活困窮のシグナルとして活用して、生活自立支援を行っていくことが最も重要ととらえています。

生活困窮は災害支援と同じく社会的経済問題ととらえ、寄り添って生活をはじめとした総合的な支援をすることこそ地方自治法の本旨である住民の福祉に最も寄与する問題であり、行き過ぎた税収納行政は直ちに改善すべきです。

3. 公共交通支援の強化

①マイタク

1. 昨年度のデマンド相乗りタクシーつまりマイタク運営事業は1億4876万9269円でした。

マイタクはとりわけ多くの高齢者に利用されており、病院への通院や買い物の移動手段として重要な役割を担っています。しかし、改善すべき課題が解消されていません。その一つが市街周辺部に住む市民と中心部に住む市民との格差の是正です。私の住む宮城地区は中山間地もあり高齢になって免許証を返納したら陸の孤島になってしまう地域も存在します。マイタクを利用したくてもタクシーの迎車料金が高く、さらに病院まで移動するには利用料金が高くなります。たとえば、日赤病院に受診するケースも多く、マイタクを使っても往復8千円ないしは1万円かかり、年金生活者には大変な負担です。郊外利用者つまり遠距離にならざるを得ない利用者への改善を直ちに実施すべきと考えますが見解を。

反論

実施する検討をしていることは評価します。さらに、改善すべき余地はあります。とりわけ郊外の地域に対してはさらにもう一段の支援をして改善をすべきです。

2. 利用回数上限の改善

本市は、一昨年度まで年間利用回数を一人120回から昨年度は70回に減らしました。高齢者の中でも一人暮らしで足腰が弱く買い物や病院に通うのにタクシーに頼らざるを得ない方は、年間往復で35回が上限では暮らしていけない実態があります。個人の生活実態から必要な方には少なくとも120回まで上限を見直すべきと考えますが見解を。

反論

ひとり暮らしで、買い物は戸別配達を依頼することもできますが、病院への受診回数が多い方はどうしてもマイタクの利用回数が増えます。こうした方々の乗車利用実態を把握して、改善を強く

求めておきます。

②デマンドバス

1・混雑時の改善増車

旧3町村を運行しているふるさとバスや富士見のるんるんバスは病院に通う高齢者が多く利用しています。行きは自宅から乗車して病院まで、帰りは病院から自宅まで午前中の利用者が多くを占めており、予約したい時間に予約できない事態となっています。混雑時の利用者の利便性を確保する改善が必要と考えますが見解を。

反論

今の答弁ではなかなか改善の見通しが立たないのではないのでしょうか。やはり、新たな増車をして運転手を配置する抜本的な改善が必要であると考えますのでぜひよろしくお願いいたします。

2・高齢化に伴うバス停まで行くことが困難な高齢者対策、昨年度のドアツードア化

高齢化がますます進展し、デマンドバス利用者もバス停まで行くことが困難になっている方が増えています。とりわけ、宮城地区は坂が多く、旧農家もあり自宅までの街道も長いために、バス停まで行くには冬の雪や強風などの時はとりわけ大変です。従来から強く求めてきましたが、自宅の玄関から目的地まで運行するドアツードアに改善すべきです。見解を伺います。

反論

ふるさとバスの利用者は高齢者や障がい者が多く、現状で一番切実な改善の一つがドアツードア化です。混雑時の改善もドアツードア化も課題であると認識しながら改善できないことは問題です。住み慣れた地域で安心して住み続けられる施策を前進させるように改めて求めておきます。

③車両の更新時への環境負荷が軽い電気自動車などへの車両購入支援

本市は車両買換え補助金としてユニバーサルデザインに対して昨年度は30万を支出しています。高齢者や障がい者など誰でも使いやすい車両の推進は重要なことと考えます。さらに、二酸化炭素排出量を減らし地球温暖化防止対策という観点から電気自動車などの導入の促進を図るため車両購入への支援をすることも大事であると考えますが見解を伺います。

まとめ

コロナ禍で公共交通利用者が減少して事業者の経営も困難に直面しています。利用者を増やすためには、便利な公共交通にして、自家用車を持たなくても免許証を返納しても移動できる仕組みを作ることです。とりわけ、高齢者の外出する機会が増えれば移動する高齢者が増えれば、結果として健康寿命を延ばし医療や福祉への行政の支出を削減することもできます。こうした総合的観点に立ち公共交通支援の強化をしていただきたいと思います。

4. 見やすいホームページの充実

①本市のホームページは情報発信のツールとして最も重要な役割を果たしています。昨年度の維持管理費はいくらになるでしょうか。この間リニューアルし運用してきたとのことですが年間何件のアクセスがあったのかも含めて伺います。

②ホームページの改善・充実

全国で評価されている行政のホームページはトップ画面が大きく検索しやすい、市民に活用される申請書ダウンロードなど必要な情報がトップ画面から検索できる。つまり、調べやすさ、見やすさ、地域の特徴を生かした画面の配置、色彩や文字配置なども綺麗であることなどが重要と指摘されています。構造をなるべく単純化していくことも大事ではないかと考えます。一方、本市は一ページの情報量が多すぎて文字が小さく見づらい、目的の記事に辿り着くまでのクリックが多すぎる。複雑なホームページは市民に使わずらく、求めていた情報にたどり着けないままあきらめてしまうとの声が寄せられています。このような声にこたえるためにはホームページの改善とさらなる充実が求められていると考えますが見解を伺います。

結論

本市職員の中からも、本市のホームページから入るのではなく、一般的な検索から入るほうが目的の情報にたどり着くという声もあります。今日、行政のホームページからの検索、情報取得、活用はますます重要になっています。日々進化させて改善し、市民の声にこたえていただくことを強く求めておきます。

5. 防災について

①豪雨災害など避難誘導と避難所の対策と運営について

ア、4年前の本市における避難勧告や今日発生している線状降水帯による豪雨災害はいつ何時本市にも起きるかわかりません。そこで避難誘導と避難所における課題と対策について伺います。最初に昨年度の災害備蓄食料及び資機材購入事業の金額と内容について伺う。

イ、要支援者の避難誘導

洪水ハザードマップが全戸に配布され、ホームページでも検索できますが、豪雨時の避難勧告が発令された際には、どこの避難所に避難するかも周知徹底していくことが大事です。要支援者の登録をして具体的にとりくまれています。家族のいない昼間、夜の時間帯など時間帯によって要支援対象者の避難をだれがどのようにするのかも想定し具体化しなければなりません。どのように進めているのか伺います。

ウ、事業所や商業施設など自宅以外の避難

防災ハザードマップのどの地域かによって浸水想定がされています。自宅からの避難対策については「マイタイムライン」を活用して日ごろから取り組むことが大切です。さらに、気象庁の災害予報などで豪雨が予想される場合の事前の避難と短期間に豪雨になる場合も想定しておかなければなりません。場合によっては避難所に避難するのではなく、昼間職場で災害に合うことも想定しなければなりません。また、買い物途中での災害に合う場合もあります。事業所や商業施設などへの緊急避難になる可能性も想定した取り組みについて伺います。

エ、避難所の環境と資機材

避難所の停電時における対策を伺うとともに、避難所は床のため冬は寒く夏は暑い段ボールを敷くなどの対策と、エコノミー症候群の予防のためにも段ボールベッドの備蓄やプライバシーの確保のための間仕切りや災害用テントの備蓄が必要と考えるがその取り組みについても伺います。

答弁

プロパンガスのカセット型発電機は2台9時間稼働できる。投光器、夏場簿扇風機、冬場の大型ヒーター、テレビ、携帯などの充電ができるようにしている。敷毛布、プライバシー保護の間仕切りも備蓄している

オ、学校体育館だけでなく、教室棟も利用できると思いますので、障害をお持ちの方や高齢者など個別の状況に即した判断も必要であると思いますのでその点もよろしくお願いします。

避難所の管理運営についてです、

本市の避難所担当職員の日頃の発災直後の避難所運営のシュミレーション及び訓練が必要であると考えますがとの取り組みを伺うとともに、各避難所の地域リーダーとして身近な生活への配慮や乳幼児、高齢者への配慮、災害時に問題となった性被害対策などのために配置する必要があると考えますがその取り組みについて伺います。

②防災行政無線の拡充

ア、昨年度の防災行政無線の更新事業について伺います。

イ、無線の届かない地域への新設などの対策方針

防災及び災害時の情報伝達手段として広報カー、防災ラジオ、SNS など様々な媒体があります。そのなかで、防災無線は市内に86機設置され、地域防災の大きな役割を担っています。学校などの公的機関に設置されているとのことですが、地域によっては防災無線が届かないところも

あります。たとえば、宮城地区の市之関町の北側は窪地になっており、大胡地区や柏倉地区からの無線が届きません。地域の方からは、設置する場所の確保をするので、設置してほしいとの切実な要望が届いています。無線の届かない地域への設置を具体化して進める必要があると考えますが見解を伺います。

結論

たとえば、宮城地区では合併前の過去にはほぼ全世帯に設置されている有線放送が行政の情報を逐次広報する大きな役割を担ってきました。今は携帯電話や防災ラジオ、テレビなどなど防災行政無線とともに様々な媒体がありますが防災行政無線も重要な役割を担っていますので地域の方々の要望にぜひ応えてください。

まとめ

防災について伺ってきましたがこの間日本各地で豪雨災害が発生しリアルタイムで報道されています。たとえば、秋田市では本市と同等の規模の自治体ですが、過去最大の豪雨被害であった7月14日から降った短期間集中豪雨により約13万9千世帯の内推計で3万2千世帯が何らかの被害を受け、河川の氾濫などで家屋等の浸水被害を受けたのは3771世帯と報道されています。秋田市役所には電話が鳴りやまず、混乱状態であったとも報道され、最も被害を受けた地域への避難指示が出たのが地域一帯が冠水した後だったという問題も起きています。茨城県日立市役所では近くを流れる二つの川から水があふれ、庁舎の1階部分まで浸水し、地下に設置されている受電設備も水につかって停電し、復旧のめどは立っていないといます。短期間の集中豪雨がいかに重大な災害をもたらすのかを物語っているのではないのでしょうか。こうした自治体の災害を教訓に今後の防災行政に生かしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

6、会計年度任用職員制度の改善

①決算の現状

会計年度任用職員制度は2020年度から発足し、全国で正規職員を減らしその代替措置として任用されています。その実態は、不安定な雇用環境と安い賃金で働いています。世界的にジェンダー解消が取り組まれている中で、賃金格差の要因にもなっており女性の社会進出を阻む要因ともなっています。そこで、本市の会計年度任用職員の昨年度決算からお聞きします。職員数、職員に占める割合、女性の占める割合について具体的に伺います。

②職種と人数について伺います。

24%を占め、女性が %と多くを占めていることが明らかです。さらに、どんな職種において任用されているのか伺います。

答弁

主なもの事務職・労務職(技師)・保育士・ALT 時給ではあるが学校の支援員・介助員

③ 処遇改善緒実態

大変重要な部署に配属されて、活躍されていることがうかがえます。特に、保育士においては正規職員と同等の責任が任されている実態もあります。全労連という労働組合のアンケートによりますと、多くの切実な声が寄せられています。具体的には最も高い要望は賃金が安いのであげてほしい、基幹的業務を任されている、一時金支給がされない、さらに定期昇給、継続雇用、退職金などが寄せられています。こうした、切実な願いが全国的な運動となり、国は一定の改善を実施するように総務省による地方自治体への要請がありました。そこで、本市の処遇改善の取り組みについて伺います。

答弁

令和3年度には保育士の報酬の引き上げ・令和4年度は期末手当・賃上げを正規と同じものにした。

④ 勤勉手当の支給

こうした改善により、一定の処遇改善が実施されています。しかし、実際の賃金は非正規職員の4割に過ぎず、まだまだ改善が求められています。そこで、さらなる改善の運動も高まっていますが、総務省は令和6年度からの勤勉手当支給を提案しているが本市も実施すべきと考えますが答弁を求めます。

まとめ

会計年度任用職員は正規職員の代替として、市行政の重要な職務を担っていると思います。しかし、身分が不安定で、賃金が低い現状の更なる改善をすべきです。給与水準の引き上げも実施して処遇が向上するように改めて求めておきます。